

子ども・子育て支援施設の確認を受けた施設の施設長様へ ～サービス利用申し込み時に確認すること～

施設の利用料金が無償となるためには、いくつかの要件があります。
以下の流れを参照してサービスを提供してください。

利用希望者が「施設等利用給付認定通知書」を持っている



**別紙の流れ
でサービスを提
供する**



無償とならないことを説明

- ①認可保育所等に通っていない
- ②保育の必要性がある
- ③0～2歳児の場合、非課税世帯である

上記①～③を満たす見込みがあり、保護者が無償化となることを希望する場合は、利用の前までに住民票のある自治体で施設等利用給付申請をして、認定を受けるよう案内する。

～施設等利用給付費支給までの流れ（一時預かり事業）～

一時預かり事業が無償化となる子ども

当該年度の4月1日現在：**0～2歳児**

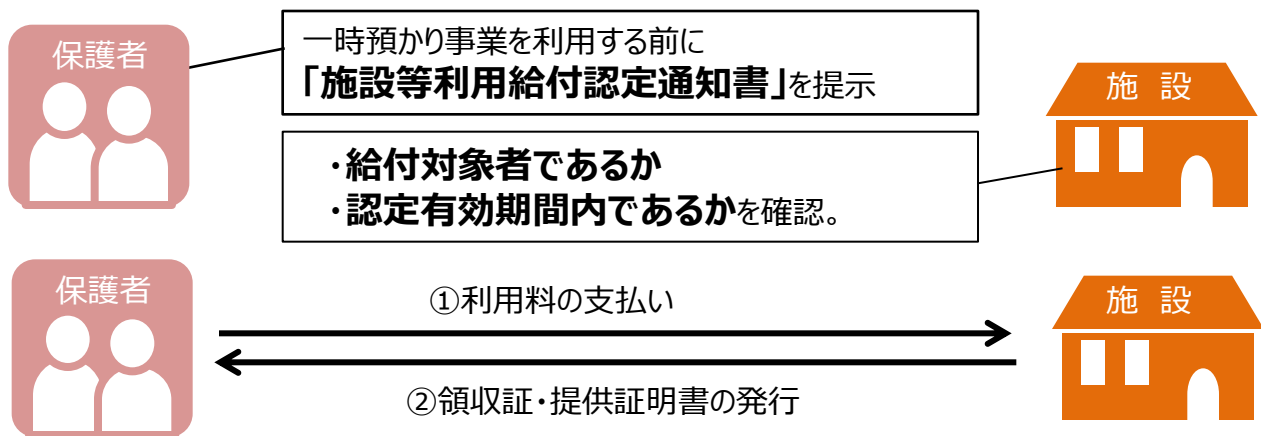
1. 認可保育所等に通っていない
2. 保育の必要性がある
3. 住民税非課税世帯である

当該年度の4月1日現在：**3～5歳児**

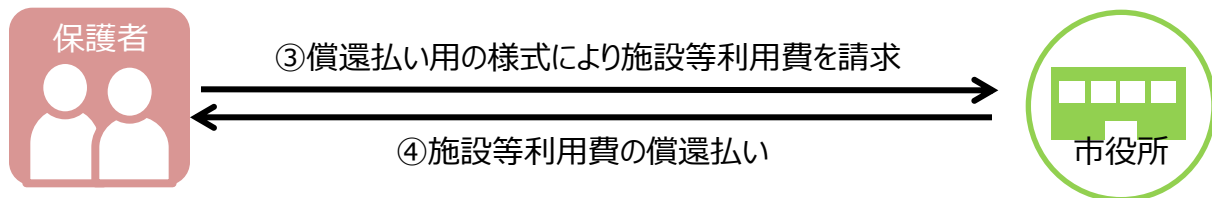
1. 認可保育所等に通っていない
2. 保育の必要性がある

施設等利用給付認定申請 ⇒ 認定 ⇒ 「施設等利用給付認定通知書」を持っている

一時預かり事業を提供するとき（施設⇔保護者）



施設等利用費を請求するとき（保護者⇔市役所）



～参考～

<償還払いについて>

3か月ごと、年4回を予定しています。（令和元年度は、1回を予定）
償還払い申請については、追ってご案内します。（市役所→保護者）

<償還払いの方法について>

- ①償還払い請求書
 - ②領収証・提供証明書
- ①、②をそろえて市役所へ申請します。（保護者→市役所）